

法第 3 5 条（敷地内の通路）

建築物又は渡り廊下と敷地内の通路の関係

1. 令第 1 2 8 条に規定する敷地内通路について、次の各号に該当する出口から道路等に通ずる幅員 1. 5 m 以上の通路は、建築物の内部を通過することができる。
 - ① 建築物内部の通路（以下「通路」という。）は通行運搬のみに使用されるものであり、かつ、両端に閉鎖式設備を設けないこと。
 - ② 通路部分は主要構造部を耐火構造とし、これに接続する建築物は、主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたものであること。
 - ③ 通路に面する壁面には開口部を設けないこと。ただし通路の幅員が 3 m 以上であり、かつ、出入口に令第 1 1 2 条第 1 4 項に定める特定防火設備を設けたものについてはこの限りでない。
 - ④ 通路の幅員及び高さは、通路の延長に応じて次の表に定める数値以上とすること。

通路の延長	通路の幅員	通路の高さ
10m 以下	1.5m 以上	2.4m 以上
10m を超え 15m 以下	2.0m 以上	2.4m 以上
15m を超え 20m 以下	2.5m 以上	2.4m 以上
20m を超えるもの	3.0m 以上	3.0m 以上

2. 前項②から④までの規定は、次の各号に該当する渡廊下を横ぎるものについては適用しない。ただし、通路が横ぎる部分にある渡廊下の開口部が幅 2. 5 m 以上、かつ、高さ 2. 4 m 以上のものに限る。
 - ① 幅が 3 m 以下であること。
 - ② 主要構造部は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、外気に開放された構造であること。
 - ③ 通行運搬以外の用途に供しないこと。